

京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）における教職員等の研究活動上の不正行為を防止し、及び研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員等」とは、役員、教職員及び学生等をいう。

2 この規程において「教職員」とは、本学が定める就業規則に基づき雇用されている教職員をいう。

3 この規程において「学生等」とは、学部学生及び大学院学生、外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等（京都大学通則（昭和28年達示第3号）第5章に定めるもの）、研究生、研修員等（京都大学研修規程（昭和24年達示第3号）に定めるもの）その他本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。

4 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、本学教職員等が研究活動（修学上行われる論文作成を含む。）を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意により行われたものに限る。

(1) 捏造 データ、研究結果等を偽造して、これを記録し、又は報告若しくは論文等に利用すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、これにより変更・変造したデータ、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成し、又は発表すること。

(3) 盗用 他人のアイディア、研究過程、研究結果、論文又は用語を当該他人の了解を得ず、又は適切な表示をせずに使用すること。

5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部をいう。

(総括者)

第3条 本学における研究活動上の不正行為の防止等に関しては、研究を担当する理事（以下「担当理事」という。）が総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応する。

(部局の長の責務)

第4条 部局の長は、当該部局における研究活動上の不正行為の防止等に関し総括し、第12条の規定による通知を受けたときは、第13条に定める予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

(監督者の責務)

第5条 教職員等を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、当該監督する教職員等に対し、研究活動上の不正行為の防止に関し必要な指導等を行うもの

とする。

(教職員等の責務)

第6条 教職員等は、高い倫理性を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 教職員等は、この規程及びこの規程に基づく部局の長又は監督者の指導等に従い、並びに第14条から第22条までに定める調査等に協力しなければならない。

(受付窓口)

第7条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報、告発等（以下「通報等」という。）及び通報等に関する相談（通報等までに至らない段階の相談をいう。以下同じ。）に対応するため、研究推進部研究推進課及び各部局に受付窓口を置く。

(通報処理体制等の周知)

第8条 担当理事は、受付窓口、通報等及び通報等に関する相談の方法その他必要な事項を本学内及び本学以外の機関（以下「他機関」という。）に周知する。

(通報等の方法)

第9条 通報等は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を受付窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等又はグループ等の氏名又は名称

(2) 研究活動上の不正行為の具体的内容

(3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

3 受付窓口は、前項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示することがある。

4 受付窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに担当理事に報告するとともに、通報等を受け付けた旨を当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。この場合において、受付窓口は、当該通報者に対し、更に詳しい情報の提供若しくは当該通報等に基づいて行う調査等への協力について依頼することがある。

5 受付窓口は、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該通報等を回付する。

6 第1項及び第2項に定めるもののほか、担当理事は、報道により、又は学会、他機関から研究活動上の不正行為が指摘された場合にも、第1項の通報等があったものとみなすことがある。

(通報等に関する相談の方法)

第10条 通報等に関する相談は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を受付窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 受付窓口は、前項の相談を受け付けた場合において必要と認めるときは、当該相談者に対して通報等の意思を確認し、又は通報等に準じて取り扱うことができるものとする。

(受付窓口の担当者等の義務)

第11条 受付窓口の担当者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

当該受付窓口の担当者でなくなった後も、同様とする。

(通報等に係る事案の調査)

第12条 担当理事は、第9条第4項の規定による報告を受けたときは、当該部局の長に通知するとともに、次条から第22条までに定めるところにより、当該通報等がなされた事案について、必要な調査等を行わせる。ただし、第10条第2項の規定により通報に準じて取り扱うこととされたものについて、第9条第4項の規定による報告を受けたときは、担当理事が必要と認める場合に限り、当該部局の長に通知し、及び必要な調査を行わせるものとする。

(通報等に係る事案の予備調査)

第13条 担当理事は、第9条第4項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から概ね30日以内に、当該通報等の対象となっている教職員等(以下「被通報者」という。)の所属する部局(以下「当該部局」という。)の長(当該部局の長が通報等の対象に含まれているときは、通報等の対象に含まれていない副研究科長その他これに代わる者とする。以下同じ。)に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。

- (1) 当該通報等がされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
- (2) 第9条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報等がされた研究活動上の不正行為との関連性・論理性
- (3) 通報等がされた研究の公表から通報等がされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否か
- (4) その他必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、当該部局の長は、次の各号に掲げる事項を当該調査結果の報告と同時に担当理事に通知するものとする。

- (1) 次条の規定による調査の要否
- (2) 第25条の規定による措置に関する意見等
- (3) 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報等が悪意に基づくものである可能性

3 当該部局の長は、第1項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。

4 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、及び正当な理由なくこれを拒絶することができない。

(本調査)

第14条 担当理事は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該通報等がなされた事案について、更に本格的な調査(以下「本調査」という。)をすべきか否かを速やかに決定する。この場合において、必要と認めるときは、当該部局以外の部局の教職員で、当該通報等の対象となっている研究分野の教職員に対し、意見等を求めることができる。

2 前項の場合において、担当理事は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

3 担当理事は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を通報者及び被通報者

に通知するとともに、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分を受けた機関（以下「資金配分機関」という。）に通知する。

- 4 担当理事は、本調査を行わないことを決定したときは理由を付してその旨を通報者に通知する。
- 5 担当理事は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が所属する部局又は他機関の長にその旨を通知する。
- 6 担当理事は、前2項に定める通知を受けた通報者等から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、当該部局の長に再調査を求めることができる。

（調査委員会）

第15条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 担当理事
 - (2) 当該部局の長
 - (3) 当該部局の教職員 若干名
 - (4) 当該部局以外の部局の教職員で、当該通報等の対象となっている研究分野の教職員 若干名
 - (5) 当該通報等の対象となっている研究分野の教職員で、他機関に所属する者 1名以上
 - (6) 研究推進部長
 - (7) その他担当理事が必要と認める者
- 2 前項第3号から第5号まで及び第7号の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから、担当理事が委嘱する。

第16条 担当理事は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に異議申立をすることができる。
- 3 前項の異議申立があった場合、担当理事はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立に係る委員を交代させる。
- 4 担当理事は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

第17条 調査委員会における調査は、当該通報等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ、被通報者に対して、再実験等を要請して必要資料の提出を求め、これに基づく調査等を行うものとする。

- 2 前項の調査に際しては、被通報者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。
- 3 被通報者は、前項の弁明の機会において、当該通報等の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを科学的根拠を示して

説明しなければならない。

- 4 調査委員会は、第1項の調査等の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力等をし、及び正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、調査委員会は、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被通報者の研究を調査の対象とすることがある。
- 7 調査委員会は、第1項及び前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。
- 8 調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（通報者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮する。

第18条 調査委員会は、調査の開始後概ね150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果をまとめ、担当理事に報告する。

- (1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か
- (2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
- (3) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、併せて告発が悪意に基づくものであったか否か
(調査結果の通知)

第19条 担当理事は、前条の調査の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）並びに総長、関係理事及び被通報者が所属する部局の長に通知するとともに、被通報者に他機関に所属する者がある場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、担当理事は、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対しても当該調査の結果を通知する。
- 3 担当理事は、前条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する部局（他機関に所属する者であるときは、当該他機関）の長に通知する。

(不服申立)

第20条 第18条の調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、担当理事に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 第18条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、担当理事に対し、不服申立てをすることができる。
- 3 前2項の場合において、当該不服申立てをする者は、前条第1項の通知を受けてから30日の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない

い。

4 担当理事は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を通報者に通知し、及び当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対してもその旨を通知する。

5 担当理事は、第2項の不服申立を受けたときは、通報者が所属する部局の長及び被通報者に通知し、及び通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対してもその旨を通知する。

(不服申立の審査及び再調査)

第21条 担当理事は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立の審査を行わせる。ただし、不服申立の趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において担当理事が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置するものとする。

2 前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに担当理事に報告する。

3 担当理事は、被通報者及び通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者に対し、第18条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。

4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から概ね50日(前条第2項の不服申立の場合にあっては30日)以内に、調査結果を担当理事に報告する。

5 第19条各項の規定は、前項の調査結果の通知に準用する。この場合において同条第1項及び第3項の規定中「前条」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第22条 第14条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査及び不服申立の審査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経て、担当理事が定める。

2 第11条の規定は、第13条から前条までに定める調査等に関与する者に準用する。

(調査資料の提出)

第23条 担当理事は、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものである場合において、当該資金配分機関から要求があるときは、当該調査に係る資料を提出し、又は閲覧させることがある。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公表等)

第24条 担当理事は、第18条又は第21条第4項の調査委員会の調査結果の報告(以下「調査結果の報告」という。)において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容

- (3) 担当理事又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 担当理事は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、被告発者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。
- 3 担当理事は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。
- 4 担当理事は、前3項の場合において、第18条の調査結果に基づく公表を行うときは、第20条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。
- 5 担当理事は、当該公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

（調査中における一時的措置）

第25条 担当理事は、第14条の本調査を行うことを決定したときは、第18条の調査結果の報告を受けるまでの間、当該通報等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることを総長、当該部局の長その他の関係者に求めることができる。

（認定後の措置）

第26条 担当理事は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、前条の規定により講じられた措置の延長を総長、当該部局の長その他の関係者に求めることができる。

- 2 担当理事は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、前条及び第17条第7項の証拠保全の措置その他当該通報等に基づき講じた一切の措置を解除し、及び当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知するなど、研究活動上の不正行為が行われていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 3 前2項の場合において、担当理事は、調査結果について、第20条の不服申立があったときは、前2項により講じた措置を保留し、又は前条の措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。
- 4 前項の措置を講じた場合において、担当理事は、当該不服申立に関し、第21条第4項の規定による調査結果の報告を受けたときは、当該報告に基づき、第1項又は第2項に定める措置及び必要に応じて第24条の規定による公表の措置を講じるものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第27条 総長及び部局の長は、通報等（通報等に関する相談を含む。）をしたこと

を理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

2 総長、担当理事及び部局の長は、単に通報等があったことをもって、当該通報等に係る被通報者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(実施規定)

第28条 第13条第1項、第18条及び第21条第4項の調査等は、当該規定に定める期間内において、可能な限り速やかに行うものとする。

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

この規程は、平成18年12月25日から施行する。